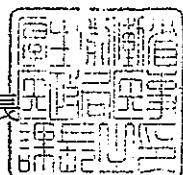


医政医発0528第2号
医政歯発0528第2号
平成26年5月28日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



臨床研修を修了した者であることの確認等について

医師法第16条の2第1項及び歯科医師法第16条の2第1項の規定により、診療に従事しようとする医師及び歯科医師は、医師にあっては2年以上、歯科医師にあっては1年以上、臨床研修を受けなければならないとされている。

また、医師法第16条の4第1項及び歯科医師法第16条の4第1項（以下「医師法第16条の4第1項等」という。）の規定により、厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を医籍又は歯科医籍に登録することとされている。

この臨床研修制度について、医療機関等においては、診療に従事させる目的で医師又は歯科医師を採用する際に、臨床研修を修了した者であることの確認及び医師法第16条の4第1項等の規定による登録の申請を行っていない者に対する申請の励行に努めていただいているところだが、今なお、臨床研修を修了した旨を医籍又は歯科医籍に登録しないまま診療に従事する事例が見受けられるところである。

このような状況を踏まえ、今般、臨床研修を修了した者であることの確認等に関する下記の取扱いについて周知することとしたので、その趣旨及び内容について十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その適切な運用に遺漏のないよう格段の配慮をお願いしたい。

記

1 臨床研修を修了した者であることの確認について

医療機関等が診療に従事させる目的で医師又は歯科医師を採用する際には、各医療機関等において、次に掲げる方法等により臨床研修を修了した者であることの確認を徹底すること。

(1) 各医療機関等は、診療に従事させる目的で医師又は歯科医師を採用する際には、臨床研修修了登録証の原本の提出を求めることにより、臨床研修を修了していることの

確認を行うこと。

- (2) 臨床研修を修了した者が、臨床研修修了登録証を亡失したことにより、これを提出できない場合には、速やかに、当該者に対し、臨床研修修了登録証の再交付申請を行わせること。
- (3) 採用の時点において臨床研修修了登録証の交付を受けていない医師又は歯科医師については、臨床研修病院等が交付する臨床研修修了証等の原本を確認した後に診療に従事させること。
なお、この場合においても、臨床研修修了登録証の交付後、臨床研修修了登録証の原本の提出を求め、確認を行うこと。
- (4) (1)から(3)の方法によっても臨床研修を修了した者であることが確認できない場合には、医師については医政局医事課、歯科医師については同局歯科保健課に連絡し、確認すること。

- 2 臨床研修を修了した旨の医籍又は歯科医籍への登録申請の勧行について
医療機関等は、臨床研修を修了した者であって、医師法第16条の4第1項等の規定による登録の申請を未だ行っていない者を確認したときは、登録の申請を行うよう勧行すること。

(参考1) 医師法等における規定との関係

- (1) 臨床研修を修了していない者が診療に従事した場合、医師法第16条の2第1項又は歯科医師法第16条の2第1項の規定に違反し、行政指導や戒告等の処分の対象になり得ること。
なお、この「診療」には、医療機関で医業を行う場合のほか、健診又は検診の場において医業を行う場合も含まれるものであること。
- (2) 医療法第7条の規定により、医師法第16条の4第1項等の規定による登録を受けていない者が診療所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。
- (3) 医療法第10条の規定により、医師法第16条の4第1項等の規定による登録を受けていない者は、病院又は診療所の管理者になることができないこと。

(参考2) 臨床研修を義務化したときの経過措置

- (1) 臨床研修を義務化した医師法改正の施行日（平成16年4月1日）時点において現に医師免許を受けている者及び施行日前に医師免許の申請を行った者であって施行日後に医師免許を受けたものは、臨床研修を修了した旨の医籍への登録を受けた者とみなすこととされた。
- (2) 臨床研修を義務化した歯科医師法改正の施行日（平成18年4月1日）時点において現に歯科医師免許を受けている者及び施行日前に歯科医師免許の申請を行った者であって施行日後に歯科医師免許を受けた者は、臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録を受けた者とみなすこととされた。